

「子ども」と「男女平等」の視点を尊重した

地域における民主主義の向上を目指して

東京都三鷹市長 清原 慶子

*三鷹市の概要：市制施行59年目、人口約18万人、面積16.5平方キロメートル

*市長として2期目（2003年就任：前職は大学教員、20代から参加と協働のまちづくりを体験）

1. 子育て支援：子ども本位、すべての子育て家庭への支援の充実を！

提言1：自治体は、各自治体が取り組んでいる、地域の事情に適合的で、きめの細かい、多様な取り組み事例についての情報共有と連携による「質」の向上を！

国は、その実践の広がり为保障する自治体への「税財源の移譲」を！

提言2：国は、「子ども手当」を全額国費負担で！対象世帯に向けて、自治体が最適な事務を遂行するための汎用的な事務処理システムの整備を！

提言3：NPOはじめ、多様な担い手の参画による子育て支援の展開を！

(1) 三鷹市は、全国に先駆けて、下記の各種子育て支援事業を展開

1956年：公立保育園での0歳児保育開始 1988年：公立保育園の地域開放事業を開始

1991年：子どもの相談連絡会開設（要保護児童連絡協議会の前身）

1994年：子ども家庭支援センターを開設

2001年：株式会社による公設民営保育所を開設、みたかファミリー・サポート・センター開設

2002年：「三鷹市子ども家庭支援ネットワーク」の設置

NPOと協働でポータルサイト「みたか子育てねっと」を立ち上げ

「出前ひろば：あそびとおしゃべりの会」開始

2004年：「保育のガイドライン」策定、「三鷹市次世代育成支援行動計画」策定

幼稚園跡地活用検討チーム、三鷹市公設民営保育園運営評価委員会

2008年：「三鷹子ども憲章」（小中学生の意見、パブリックコメントを経て6月に市議会で可決）

2009年：「三鷹市子育て支援ビジョン」策定

(2) 教育委員会と連携して、幼・保・小連携を推進し、新しく校舎を建てることなく既存の校舎を活用したコミュニティ・スクール型の「小・中一貫教育校」を今年度までに全7中学校区で発足

(3) 厚生労働省社会保障審議会少子化対策特別部会臨時委員（全国市長会推薦）として参画し、基礎自治体の立場から、包括的、体系的な子育て支援のための制度づくりを検討

(4) につぼん子育て応援団の企画委員の一人として、幅広い分野の連携による子育て支援の環境づくりに参画

2. 消費者問題対策：情報社会における自立的消費者の確立を！

提言4：社会全体で、青少年に対してインターネット等がもたらす健全な発達に与える負の影響を最小限とする取り組みを！ また、高齢者・障がい者を含む誰もが情報社

会における消費者としての自立を実現できるユニバーサルな取り組みを！

(1) 最近の三鷹市での消費者問題対策

*消費者問題相談員の拡充による、主としてインターネット等を利用した通信販売や電子取引による消費者問題への対応を強化

*三鷹市青少年問題協議会会長として、青少年の携帯電話の適切な利用についての研修啓発を行う

(2) 表現の自由、通信の秘密を尊重しつつ、ネットワーク社会における民間の自主規制を含む社会のルールとマナーづくりに参画

*内閣府「国民生活審議会」臨時委員として「個人情報保護部会」委員を務め、自治体としての個人情報保護の実践事例を報告しつつ、「消費者庁」の必要性を提言

*内閣府「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」委員として、議員立法で制定された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」の2009年施行に合わせて、ガイドライン作成のための審議に参加

*総務省「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」委員として、インターネット等を利用した新しいサービスがもたらす悪影響を防ぎ、関係者が連携して対応するあり方について審議

*民間主導による「安心ネットづくり促進協議会」において自治体の立場から参画し副会長を務める

3. 男女平等参画：男女平等参画の推進による民主主義の向上を！

提言5：誰もが、女性であれ、男性であれ、人権が尊重され、個性と能力が発揮され、多様な生き方が選択できる社会の実現に努力することにより、民主主義の向上を！

提言6：誰もが、身近な地域社会における活動や、国・自治体による参加と協働の機会に積極的に参画することを通して、民主主義の向上を！

(1) 三鷹市初の女性の市長が誕生してから・・・

・2009年5月、三鷹市議会に初の女性議長として第51代田中順子議長が誕生

・三鷹体育協会会長に初の女性が就任

・7つのコミュニティ・センターを指定管理者として管理し、多様なコミュニティ活動を行う7つの住民協議会のうち、市長就任前は女性会長が一つのみであったところ、現在は4つの協議会の会長が女性

(2) 「三鷹市女性問題懇談会」と協働して、毎年、男女平等参画について考える「みたか市民フォーラム」を主催、同会による啓発事業を支援

(3) 三鷹市における男女平等施策の経緯 (別に配布した「三鷹市男女平等参画条例」パンフレット参照)

1985年 「三鷹市婦人行動計画」策定

1988年 「三鷹市女性憲章」制定

1992年 「三鷹市女性行動計画」策定

1997年 「三鷹市女性行動計画」改定

2003年 「三鷹市男女平等行動計画」策定

2006年 「三鷹市男女平等参画条例」制定

(4) 条例の概要

§1：条例の目的

§3：基本理念：①協働に基づき、人権が尊重される社会の実現、②個性と能力の発揮できる社会の実現、③多様な生き方が選択できる社会の実現

§4～6：市、市民、事業者等の責務

§7：協働による男女平等参画の推進

§11：行動計画

§13：相談員の設置 (2人 弁護士)

§14：審議会の設置 (15人)